

主な指摘事項【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>重要事項説明書及び契約書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的及び運営の方針について記載すること。</li> <li>・従業員の職務の内容について記載すること。</li> <li>・ユニットごとの入居定員について記載すること。</li> <li>・利用料金の記載について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割についても記載すること。</li> <li>・法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。</li> <li>・通常の送迎の実施地域、及び送迎実施地域外の交通費について記載すること。</li> <li>・事業者からの契約解除に係る要件となる事由について、運営規程と契約書等との間で齟齬があるため、統一した内容を記載すること。</li> <li>・第三者評価の実施状況について記載すること。</li> <li>・事故発生時の対応について記載すること。</li> <li>・非常災害対策について記載すること。</li> <li>・記録の保存期間が2年間となっているため、完結の日から5年間とすること。</li> </ul>	5件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。なお、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の送迎の実施地域について記載すること。</li> <li>・記録の保存期間が完結の日から2年間となっているため、完結の日から5年間とすること。</li> </ul>	2件

計7件